

令和2年第3回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和2年3月26日(木) 14時00分～15時35分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室

1 出席者の氏名

教育長	永 田 良 二
教育委員	近 藤 孝 信
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	松 尾 哲

1 欠席者の氏名 教育委員 吉 田 英 則

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	深 松 良 蔵
理事(文化財課・世界遺産推進室担当)	宮 崎 誠
教育総務課長	栗 田 一 政
学校教育課長	谷 口 誠 志
生涯学習課長	南 原 伸 治
スポーツ振興課長	岡 野 俊 作
世界遺産推進室長	末 永 透
教育総務課総務班長	荒 木 一 弘
学校教育課学事班長	柴 田 祐 佳

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第8号 南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第9号 南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

議案第10号 南島原市立小・中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

議案第11号 南島原市立幼稚園管理規則を廃止する規則について

議案第12号 南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

議案第13号 南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について

議案第14号 南島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について

議案第15号 南島原市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について

議案第16号 南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱を廃止する告示について

議案第17号 南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示について

議案第18号 南島原市教育委員会事務決裁規程の制定について

- 議案第19号 南島原市教育委員会会計年度任用職員職務規程の制定について
議案第20号 南島原市立小・中学校に勤務する職員の自家用車による公務旅行に関する取扱規程の一部を改正する訓令について
議案第21号 南島原市世界遺産推進本部設置要綱の一部を改正する訓令について
議案第22号 教育財産の用途廃止について
議案第23号 学校医の変更について
議案第24号 南島原市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第25号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 次回教育委員会定例会の開催について
- (3) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

永田教育長 それでは、只今から、「令和2年第3回定例会」を開会いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

永田教育長 日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、「塩田委員」を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

〈令和2年第2回定例会…塩田委員が署名〉

日程 第3 会議録署名人の指名

永田教育長 日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「吉田委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長 それでは、会議録署名人に「吉田委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告

永田教育長 日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、令和2年2月21日から令和2年3月24日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告)

永田教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

永田教育長 続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

永田教育長

議案第8号「南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

議案第8号「南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。

北有馬幼稚園について、令和2年3月31日をもって廃止し、令和2年4月1日から認定こども園へ移行するため、所要の改正を行うものであります。

併せて、学校教育課内の組織規則と実態が合わない部分がありますので、今回、実態に応じて見直しを行うものでございます。

主な改正点につきましては、5ページの新旧対照表の学事班欄の右側欄(この欄が改正前になりますが)の「(8) 就園奨励費補助に関すること。」及び「学校教育班の「(2) 幼稚園に関すること。」が削除となります。

さらに新たに追加するもの（新旧対照表の左側になります）が「(11) 学校事務研究会に関すること。」「(12) 学校教育予算に関すること。」「(13) 小・中学校適正規模・適正配置に関すること。」が事務の実態としては、学事班の事務となっておりましたが、規則上の位置付けが明確でなかったため、新たに追加するものでございます。

さらに「(14) 学校の設置及び廃止に関すること。」については、規則上は、学校教育班に位置付けられておりましたが、実態は、学事班の事務となっておりましたので、学事班へ変更するものでございます。

さらに学校教育班の欄の「(2) 教職員の服務管理に関すること。」「(3) 教職員の人事に関すること。」は、規則上明記されておりませんでしたので、今回追加するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第8号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第9号「南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

議案第9号「南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。

北有馬幼稚園について、令和2年3月31日をもって廃止し、令和2年4月1日から認定こども園へ移行するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、別表第1の公印一覧及び別表第2の公印のひな形から、北有馬幼稚園の部分を削除するものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第10号「南島原市立小・中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を提案いたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第10号「南島原市立小・中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」をご説明いたします。

この規則は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年法律第72号）及び「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」（昭和46年長崎県条例第77号。以下「給特条例」という。）第8条の規定に基づき、南島原市立小・中学校に勤務する教育職員について正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について必要な事項を定め、学校教育の水準の維持向上に資することを目的として制定するものでございます。

「南島原市立小・中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」をご覧ください。主な内容だけ説明します。

第3条には時間外在校等時間の上限時間を規定しています。

- (1) 1箇月について45時間、
- (2) 1年について360時間と定めております。

第4条には臨時的な特別の事情のある場合の上限時間を規定しています。

- (1) 1箇月について100時間未満、
- (2) 1年について720時間、
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間と定めております。

第5条には、前2条に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。と規定していますので、別添「南島原市立小・中学校教職員の在校時間の上限に関する方針（案）」を定めようとするものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第11号「南島原市立幼稚園管理規則を廃止する規則について」を提案いたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第11号「南島原市立幼稚園管理規則を廃止する規則について」をご説明

いたします。

南島原市立北有馬幼稚園を令和2年3月31日をもって廃止するため、規則を廃止するものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第12号「南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第12号「南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもののほか、特別休暇について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

目次中、第9章 雑則（第31条）を追加します。

第1条第2項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改めます。

第8条第1項中「参加者の報酬は、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の規定により」を「南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定による参加者の報酬の額は」に改めます。

第10条第1項中「参加者が」の次に「勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び」を加え、「南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を「条例第8条」に改めます。

第15条第1項第7号中「女子の参加者」を「参加者」に改めます。

第9章、雑則を加えます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第13号「南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第13号「南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもののほか、報酬及び特別休暇について所要の改正を行うものでございます

新旧対照表をご覧ください。

目次中、第9章 雑則（第31条）を加えます。

第1条第2項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改めます。

第7条第1項中「参加者の報酬は、南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の規定により、月額20万円」を「南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定による参加者の報酬の額は、月額28万円」に改めます。

第9条第1項中「参加者が」の次に「勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び」を加え、「南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」を「条例第8条」に改めます。

第15条第1項第7号中「女子の参加者」を「参加者」に改め、同項第9号中「小学校就学」を「中学校就学」に改めます。

本則に、第9章 雑則（委任）

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
を加えます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

近藤委員

非常勤職員が会計年度任用職員に変わったのは、どのような理由があるのでしょうか。

教育次長

地方公務員の臨時・非常勤職員について制度上の様々な課題を見直すため、「一般職の会計年度任用職員制度」が創設され、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化により、今までのいわゆる嘱託職員や臨時職員、さらに今まで特別職非常勤職員であったALTやEATが、今回創設された一般職の会計年度任用職員へ移行したものでございます。

永田教育長 他にありませんか。
特にないようですので、お諮りします。
議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〈異議なしの声〉

永田教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第13号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長 次に、議案第14号「南島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について」を提案いたします。
内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長 議案第14号「南島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について」をご説明いたします。
北有馬幼稚園について、令和2年3月31日をもって廃止し、令和2年4月1日から認定こども園へ移行するため、所要の改正を行うものでございます。
新旧対照表をご覧ください。
第3条の2第3号中「幼稚園」を「認定こども園」に改めるものでございます。
以上で、議案第14号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

永田教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長 特にないようですので、お諮りします。
議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〈異議なしの声〉

永田教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第14号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長 次に、議案第15号「南島原市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について」を提案いたします。
内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長 議案第15号「南島原市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について」をご説明いたします。
就学援助の対象者について、要保護に準ずる程度に困窮していると認められる者について所要の改正を行うものでございます。
新旧対照表をご覧ください。
第2条第2号イ（イ）その他生活状態が悪いと認められるものを、経済的に困窮している者であって、その世帯の収入が教育委員会が定めた基準額以下であるものに改めるとともに、（ウ）災害、その他特別の理由により経済的に困窮していると教育委員会が認める者を加えるものでございます。
以上で、議案第15号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

永田教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長 特にないようですので、お諮りします。
議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〈異議なしの声〉

永田教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第15号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長 次に、議案第16号「南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱を廃止する告示について」を提案いたします。
内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長 議案第16号「南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱を廃止する告示について」をご説明いたします。
南島原市立北有馬幼稚園を令和2年3月31日をもって廃止するため、要綱を廃止するものでございます。
以上で、議案第16号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長 特にないようですので、お諮りします。
議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〈異議なしの声〉

永田教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第16号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長 次に、議案第17号「南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示について」を提案いたします。
内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長 議案第17号「南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示について」をご説明いたします。
令和元年10月1日からの幼児教育の無償化の実施に伴い、要綱を廃止するもの。
以上で、議案第17号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長 特にないようですので、お諮りします。
議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〈異議なしの声〉

永田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第17号」については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長 次に、議案第18号「南島原市教育委員会事務決裁規程の制定について」を提案いたします。

教育総務課長

内容について、担当課長から説明させます。

議案第18号「南島原市教育委員会事務決裁規程の制定について」をご説明いたします。

教育委員会の教育長の権限につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって、本来すべて教育委員会で行わなければなりません。南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則により、12項目について、教育委員会が決定すべき事項として規定されております。

それ以外は、すべて教育長が決定することとなっております。

さらに市長の権限に属する事務の一部を、南島原市教育委員会に委任する事項を定め、南島原市教育委員会に対する事務委任規則により、例えば、教育委員会の所管に属する公の施設の管理並びに使用料の徴収及び減額又は免除に関することや教育委員会の所管に属する行政財産の目的外使用の使用料の額の決定、徴収及び減額又は免除に関すること及び奨学資金の貸付けに関することなどが市長の権限であります。教育長に委任するものでございます。

3つ目としまして、南島原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則により、教育委員会の所掌事務に係る市議会の議案に関すること、教育財産の取得及び処分に関すること、教育委員会の所掌事務に係る国等の補助金、負担金及び委託金の申請、調査及び報告に関すること及び教育委員会の所掌事務に係る予算の調製及び執行に関することが、市長の権限に属する事務であります。教育委員会に事務を補助執行させることとなっております。

教育委員会の所管するすべての事務を教育長がすべて決定するのではなく、実際は、次長、課長の専決で決定しているものであり、南島原市教育委員会事務局組織規則第7条の「教育委員会の事務処理並びに職員の服務、勤務期間、休暇等、分限及び懲戒等については、別に定めるもののほか、市長部局の例による。」の規定に基づき、南島原市事務決裁規程の規定を準用し、専決等の事務処理を行っていますが、今回、専決規程等について具体的な基準を定める必要があるため、新たに教育委員会事務決裁規程を制定させていただくものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第19号「南島原市教育委員会会計年度任用職員職務規程の制定について」を提案いたします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

議案第19号「南島原市教育委員会会計年度任用職員職務規程の制定について」をご説明いたします。

会計年度任用職員につきましては、他の議案等でも説明しましたが、令和2年4月1日より、地方公務員法の改正を受けて、本市でも制度化されます。

これまで、嘱託職員や臨時職員として任用されていた職員が、すべて会計年度任用職員となります。

会計年度任用職員には、フルタイム任用職員とパートタイム任用職員があり、本市では、すべて1日あたり、7時間30分以内の勤務時間となるパートタイム任用職員となります。

南島原市教育委員会が任用する会計年度任用職員は、約250名程度で、用務員、学校支援員、特別支援教育助手、ICT支援員、心の教室施設指導員、ことばの教室指導員、語学指導員、社会教育指導員、図書館長、図書館司書、図書館司書補助員、B&G海洋センター指導員、廃校活用プランナー、歴史民俗資料館長、学芸員、発掘作業員、一般作業員及び一般事務員など様々な職種の方がおられます。

今後任用するにあたって、本人さんへ職内容等を具体的にお示しし、本人さんがどういった仕事をしなければいけないか、明示する必要がありますので、今回

南島原市教育委員会会計年度任用職員職務規程を制定させていただき、会計年度任用職員の適正な職務の遂行を進めていきたいと考えております。

具体的には、別表2に職種又は職名、職務の内容、勤務時間、サービスを監督する者をそれぞれ規定しております。

以上で、議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

近藤委員

今後、業務の見直し等があった場合は、どうなるのでしょうか。

教育総務課長

今後の運用の中で、そういった見直し等の変更が生じた場合は、実態を見ながら、不都合が生じれば、一部改正等を行っていく予定でございます。

永田教育長

他にありませんか。

特にないようですので、お諮りします。

議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第20号「南島原市立小・中学校に勤務する職員の自家用車による公務旅行に関する取扱規程の一部を改正する訓令について」を提案いたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第20号「南島原市立小・中学校に勤務する職員の自家用車による 公務

旅行に関する取扱規程の一部を改正する訓令について」をご説明いたします。

令和2年4月1日施行の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による特別職非常勤職員に係る任用要件の変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第1条中「非常勤職員及び臨時職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改めるものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第21号「南島原市世界遺産推進本部設置要綱の一部を改正する訓令について」を提案いたします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

議案第21号「南島原市世界遺産推進本部設置要綱の一部を改正する訓令について」をご説明いたします。

令和2年4月1日に予定されております機構組織の改編並びにさらなる関係部局の相互の緊密な連携の確保及び推進に係る事業の円滑かつ効果的な運用を図るために所要の改正を行うものであります。

新旧対照表をご覧ください。

第3条第4項中「水道部長」を「環境水道部長」に改め、「教育次長」の次に「議会事務局長」を加えるものでございます。

以上で、議案第21号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第22号「教育財産の用途廃止について」を提案いたします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

議案第22号「教育財産の用途廃止について」をご説明いたします。

提案理由としましては、次の土地・建物の教育財産としての用途を廃止し、市長

部局へ普通財産として所管換えしたいので、教育委員会の意見を求めるものでございます。

これまでも説明しておりますが、令和2年3月31日をもって北有馬幼稚園を廃止するということになり、さらに認定こども園につきましては、現在の保育園で開設しますので、現在の幼稚園の施設は、使用しなくなります。

ただし、現在の保育園施設も改修を予定されており、この間、工事により園児のお昼寝等に支障が出る場合に、幼稚園の施設を一定時間使用するような形を取りたいと考えております。

施設の形態としては、一時的な使用が出来るように普通財産とします。

図面をご覧ください。

これは用途廃止する1階部分でございます、2階及び3階につきましては、文化財課で所管しております北有馬歴史民俗資料館となっております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第23号「学校医の変更について」を提案いたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第23号「学校医の変更について」をご説明いたします。

南高医師会から新たに推薦をいただき、令和2年4月1日から、南有馬小学校、南有馬中学校の学校医を変更するものでございます。

なお、学校歯科医及び学校薬剤師については、変更ございません。

以上で、議案第23号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第24号「南島原市スポーツ推進委員の委嘱について」を提案いたします。

内容について、担当課長から説明させます。

スポーツ振興課長

議案第24号「南島原市スポーツ推進委員の委嘱について」をご説明いたしま

す。

スポーツ基本法第32条第1項並びに南島原市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定により提案するものでございます。

任期は2年であり、令和2年3月31日をもって、任期が満了になったことに伴い、名簿のとおり80名の方を、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間の任期を委嘱するものでございます。

委嘱委員80名のうち、男性委員61名、女性委員は19名でございます。

また、委嘱委員80名のうち、前期から継続いただける方が74名、新規に委嘱する方は黄色で色付けしております6名でございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長
永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第25号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」を提案いたします。

内容について、教育次長から説明させます。

教育総務課長

議案第25号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」をご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定により、別紙の者に対し辞令を発令したいので、教育委員会の意見を求めるものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長
永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 第6 その他

永田教育長
永田教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

第1号「準要保護児童生徒就学援助の申請について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長 この案件は、非公開といたします。

〈非公開の審議〉

永田教育長 小学校 認定 7人 却下 4人

中学校 認定 2人

本件につきましては、そのとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長 異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、そのとおり決定いたしました。

永田教育長 次に、第2号の「次回教育委員会定例会の開催について」でございますが、次回の定例会は、4月27日、月曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしくお祈いします。

永田教育長 最後に、第3号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

各課長 (教育委員会内の新型コロナウイルス対策について説明)

学校教育課長 (南島原市文化部活動の方針について説明)

学校教育課長 (小・中学校退職者辞令交付式及び小・中学校転入等教職員辞令交付式について説明)

永田教育長 他にございませんか。

特にないようですので、第3号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

永田教育長 以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時35分

会議録署名人

教育委員

記録職員

